

埼玉県地域防災計画 改正の概要

(1) 令和元年東日本台風をはじめとする過去の災害対応からの教訓を踏まえた主な修正

① 県民自らの避難行動の理解促進

- 避難に関する情報への理解促進
（「避難」の意味の周知徹底、「警戒レベル」の理解促進等）
- マイ・タイムラインの作成・普及
- 市町村長による避難情報の発令基準の改定

② 災害対策本部設置基準の見直し

- 特別警報発令に伴う、災害対策本部の設置
- 危機管理・防災予備員を災害発生当初から積極活用

③ 広域応援・受援体制の整備

- 国や他都道府県からの人的・物的応援の受入体制を整備
- 県と市町村が一体となり、県外被災市区町村に応援職員を派遣

④ 災害廃棄物の適正処理体制の確保

- 災害廃棄物の仮置場候補地の選定や資機材・人員の確保など
管理運営体制を整備

⑤ 避難所外避難者への支援

- 車中泊等避難者の情報を把握し、物資の提供など生活環境を確保

(2) 防災基本計画の改定を踏まえた主な修正

① 避難所における新型コロナウイルス感染症対策

- レイアウトの検討(区画の間隔や発熱者等専用スペース等の確保)
- 感染防止に必要な物資・資材(使い捨て手袋・ガウン・フェイスガード等)の備蓄

② 長期停電・通信障害への対応

- 優先的に電力復旧すべき病院等重要施設のリスト化
- 電気・通信設備等の復旧作業の迅速化に向け、県及び事業者が相互に連携

③ 物資支援の充実

- 国の物資調達・輸送調整等支援システムにより備蓄状況を確認

④ 市町村が実施する住家被害調査等の支援

- 被災市町村に対する人的支援及びノウハウの提供等
- 災害時応援協定(土地家屋調査士会)により、調査を支援

⑤ 救助実施市指定への対応

- さいたま市が災害救助法に基づく救助実施市に指定
- 県の連絡調整のもと、さいたま市・関係機関が連携し、公平・迅速な救助を実施

(3) 災害対応を取り巻く動向を踏まえた主な修正

① 災害対応における要配慮者への対応

- 女性や要配慮者のニーズが高い物資等の拡充
- 社会福祉士や介護福祉士などで構成される災害派遣福祉チームを避難所に派遣し、要配慮者に介護、相談を実施

② 被災者支援制度の拡充

- 埼玉県・市町村半壊特別給付金制度を新設
- 住宅の応急修理の対象拡大への対応(災害救助法[準半壊])

③ 新技術を活用した災害情報の把握

- 映像による災害情報の共有・分析(防災映像情報システム)
- 県民等により発信されるSNS情報を収集・分析し、災害対応に活用
- ドローンによる被害状況調査